

青森県報

第二千二百一十一号

平成十五年
八月十一日
(月曜日)

目 次

告 示

証紙売りさばき人の名称の変更……………	(経 理 課) ……
証紙売りさばき人の住所及び名称の変更……………	(同) ……
右 同……………	(同) ……
青森県立郷土館の特別展の観覧に係る使用料のうち特別展の初日以前に納付する場合の使用料の徴収事務の委託……………	(教育庁文化財保護課) ……

公 告

建設業者の許可の取消し……………	(青森県土整備事務所) ……
右 同……………	(弘前県土整備事務所) ……
右 同……………	(同) ……
右 同……………	(同) ……

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任……………	(上北地方農林水産事務所) ……
土地改良区の役員の就任及び退任……………	(同) ……

雑 報

平成十四年度青森県新産業都市建設事業団特定事業以外の事業の決算の要領及び平成十五年青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算(第一号)ほか二件の要領……………	(新産業都市建設事業団) ……
---	-----------------

告 示

青森県告示第五百十七号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の名称について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例(昭和三十九年四月青森県条例第十号)第九条の規定により告示する。

平成十五年八月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び名称
弘前市大字城東北四丁目一の
つがる弘前農業協同組合
- 二 変更内容

- 1 変更前の名称
弘前市農業協同組合
- 2 変更後の名称
つがる弘前農業協同組合

青森県告示第五百十八号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び名称について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例(昭和三十九年四月青森県条例第十号)第九条の規定により告示する。

平成十五年八月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び名称
弘前市大字城東北四丁目一の
つがる弘前農業協同組合
- 二 変更内容

1 変更前の住所及び名称

中津軽郡岩木町大字五代字早稲田五〇九の一
岩木町農業協同組合

2 変更後の住所及び名称

弘前市大字城東北四丁目の一
つがる弘前農業協同組合

青森県告示第五百十九号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び名称について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十五年八月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

弘前市大字城東北四丁目の一
つがる弘前農業協同組合

二 変更内容

1 変更前の住所及び名称

南津軽郡大鰐町大字大鰐字大鰐三七の五
大鰐町農業協同組合

2 変更後の住所及び名称

弘前市大字城東北四丁目の一
つがる弘前農業協同組合

青森県告示第五百二十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八条第一項の規定により、シーケー東北株式会社に対し、平成十五年八月十一日から同年九月二十五日までの間における青森県立郷土館の特別展の観覧に係る使用料のうち特別展の初日以前に納付する場合の使用料の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十五年八月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年八月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社加藤建業

二 代表者の氏名 加藤 毅

三 主たる営業所の所在地 青森市矢作二丁目六の六

四 許可番号 青森県知事許可（特 一三）第三八五三号

五 取消年月日 平成十五年七月三十日

六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十五年七月十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年八月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 奈良岡電気工事店

二 氏名 奈良岡 恵子

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字外崎四丁目三の九

四 許可番号 青森県知事許可(般 一二)第五六六四号

五 取消年月日 平成十五年七月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可

電気工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十五年七月九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年八月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社村上組

二 代表者の氏名 村上 弘文

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字藤代二丁目二の一

四 許可番号 青森県知事許可(般 一〇)第一一一号

五 取消年月日 平成十五年七月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可

造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十五年七月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年八月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 木立建設

二 氏名 木立 蔵一

三 主たる営業所の所在地 黒石市野添町六〇

四 許可番号 青森県知事許可(般 一四)第四一〇号

五 取消年月日 平成十五年七月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十五年七月十八日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、奥入瀬川東部土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十五年八月十一日

上北地方農林水産事務所長 山 口 真 誉

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の年月日
理 事	市村 善男	上北郡下田町字染屋六四	平成二五・七・三

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、滝沢平土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十五年八月十一日

上北地方農林水産事務所長 山口 眞 誉

役員別	氏名	住 所	就任及び退任年月日
理事	沢居 勝雄	上北郡東北町字狼ノ沢一六の二	平成一五・六一五就任
〃	沼山 福之助	字滝沢平二の二三八	〃
〃	吹越 行一	字日影林ノ上山四〇〇の〇	〃
〃	佐伯 義明	字滝沢平一六六の二	〃
〃	岡山 孝誠	二の六二六	〃
〃	岡山 時夫	二の七一九	〃
〃	甲地 吉春	二の一九五	〃
〃	野田頭 哲雄	二の四七九	〃
理事	沢居 勝雄	字狼ノ沢一六の二	一五・六一四退任
〃	沼山 福之助	字滝沢平二の二三八	〃
〃	吹越 信行	二の〇三三	〃
〃	岡山 孝誠	二の六二六	〃
〃	佐伯 義明	一六六の二	〃
〃	吹越 行一	字日影林ノ上山四〇〇の〇	〃
〃	山端 岩雄	字滝沢平四七七の二	〃
〃	岡山 久五郎	二の六一一	〃

雑 報

青森県事業団公告第三号

平成十五年七月青森県新産業都市建設事業団理事会第百五十九回定例会の議を経た平成十四年度青森県新産業都市建設事業団特定事業以外の事業の決算の要領及び平成十五年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算（第一号）ほか二件の要領を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百十二条第一項及び第三百九条第三項の規定により次のとおり公表する。

平成十五年八月十一日

青森県新産業都市建設事業団
理事長 三 村 申 吾

平成14年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計歳入歳出決算書

歳入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 分担金及び金	1 負担金	13,434,000	13,434,000	13,434,000	0	0	0
		円	円	円	円	円	円
		13,434,000	13,434,000	13,434,000	0	0	0
2 財産収入	1 財産運用収入	118,000	118,188	118,188	0	0	188
		118,000	118,188	118,188	0	0	188
3 繰入金	1 繰入金	3,000,000	3,000,000	3,000,000	0	0	0
		3,000,000	3,000,000	3,000,000	0	0	0
4 繰越金	1 繰越金	15,384,000	15,384,695	15,384,695	0	0	695
		15,384,000	15,384,695	15,384,695	0	0	695
5 諸収入	1 預金利子	29,543,000	29,543,126	29,543,126	0	0	126
		29,543,000	29,543,126	29,543,126	0	0	126
		1,000	626	626	0	0	374
		1,000	626	626	0	0	374
3 雑収入	2 会館管理収入	29,541,000	29,541,000	29,541,000	0	0	0
		29,541,000	29,541,000	29,541,000	0	0	0
		1,000	1,500	1,500	0	0	500
歳入	合計	61,479,000	61,480,009	61,480,009	0	0	1,009
		61,479,000	61,480,009	61,480,009	0	0	1,009

歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 事業団費	1 事業団運営費	61,479,000	40,424,539	0	21,054,461	21,054,461
		61,479,000	40,424,539	0	21,054,461	21,054,461
	合計	61,479,000	40,424,539	0	21,054,461	21,054,461

平成14年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
1 事業収入	1 臨海収入	22,253,000	22,257,485	22,257,485	0	0	4,485
		14,692,000	14,693,710	14,693,710	0	0	1,710
		7,559,000	7,559,934	7,559,934	0	0	934
	2 市川収入	7,559,000	7,559,934	7,559,934	0	0	934
3 百石収入	2,000	3,841	3,841	0	0	1,841	
	合計	22,253,000	22,257,485	22,257,485	0	0	4,485

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 事業支出		22,253,000 円	22,060,964 円	0 円	192,036 円	192,036 円
	1 臨海事業費	14,692,000	14,691,286	0	714	714
	2 市川事業費	7,559,000	7,369,678	0	189,322	189,322
	3 百石事業費	2,000	0	0	2,000	2,000
歳出	合計	22,253,000	22,060,964	0	192,036	192,036

平成15年度青森県新産業都市建設事業団
一般管理会計補正予算 (第1号)

平成15年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,346千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60,655千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		千円 1	千円 120	千円 121
	1 財産運用収入	1	120	121
3 繰入金		7,828	4,828	3,000
	1 繰入金	7,828	4,828	3,000
4 繰越金		1	21,054	21,055
	1 繰越金	1	21,054	21,055
歳入合計		44,309	16,346	60,655

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業団費		千円 44,309	千円 16,346	千円 60,655
	1 事業団運営費	44,309	16,346	60,655
歳出合計		44,309	16,346	60,655

平成15年度青森県新産業都市建設事業団
一般事業会計補正予算 (第1号)

平成15年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ215千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,478千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		千円 18,263	千円 215	千円 18,478
	1 臨海収入	12,341	26	12,367
	2 市川収入	5,920	189	6,109
歳入合計		18,263	215	18,478

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業支出		千円 18,263	千円 215	千円 18,478
	1 臨海事業費	12,341	26	12,367
	2 市川事業費	5,920	189	6,109
歳出合計		18,263	215	18,478

平成15年度青森県新産業都市建設事業団
百石住宅用地造成事業会計補正予算 (第1号)

(総 則)

第1条 平成15年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成15年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計予算第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 事業収益	165,077千円	16,278千円	181,355千円
第2項 営業外収益	100,131千円	1,127千円	101,258千円
第3項 特別利益	0千円	15,151千円	15,151千円
支 出			
第1款 事業費用	46,903千円	22,538千円	69,441千円
第3項 特別損失	0千円	22,538千円	22,538千円

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号

(印刷所・販売人)
青森市古川一丁目一七番五
号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭